

市民がきれいな水を享受するために

吉田 貞子

〔質疑〕

- (1) 水源地には、水質汚濁のおそれや不安のある事業場は設置すべきではないというのが基本原則ではないかと考える、市長の見解を問う。
- (2) 川原子の養豚場の汚水流出のようなことが今後おきないように水道水源保護条例の対象事業場を、産業廃棄

物最終処分場、ゴルフ場以外にも拡大する方向での見直しの考えはないか。

(3) 水源地の事業場について、事前協議、設置後のチェック体制、定期的検査、監視体制、市民への説明責任、事業所・行政・市民の協働体制などの整備についての見解を問う。

乳幼児医療費(通院分)の小学校入学前までの無料化について

菅野 恭子

〔質疑〕

- (1) 仏典に、「いのちと申すものは一切の財の中に第一の財なり」とあるが、生命尊厳の立場から抵抗力の弱い幼児の健康を徹して守り育てていく事は、私達大人、特に行政の大きな責任であり、本市の最優先課題にすべきと考える。

2008年4月より乳幼児医療費窓口2割負担が3歳以上、就学前までに拡大されることを機に、当該医療費(通院分)を小学校入学前までは是非とも無料にすべきと考えるが、市長の所見を伺いたい。

(2) 国の政策の方向性でもある全小学校に放課後児童クラブ

〔答弁〕

きれいな水を市民が享受する権利を有するという理念に対して、この水道水源保護条例は全国で初めて、きれいな水を享受する権利を守るということを明文化したもので、条例制定の理念には、憲法第13条や第25条で規定する幸福追求権、また生存権を念頭に置いていると認識している。

現時点で、対象事業場を拡大する考えはない。

事前協議、設置後のチェック体制他の整備について、土

ブの創設について、本市においても、多くの方からその設置の声があるが具体的な計画と見解を伺いたい。

〔答弁〕

乳幼児医療の小学校入学前までの無料化については第367回定例会においても引き続き本制度の導入を検討している状況である。

今後においては、引き続き国・県の動向を注視するとともに、本年4月から進めている「4万人都市復活大作戦」の子育て支援策の全事業につ

地利用整備立地規制は、憲法で規定する財産権を制限する非常に大きな公権力であることを理解いただきたい。

水質汚染については、水質汚濁防止法があり、この規定の範囲で、適正に管理すべきものと考えている。

また、この水質汚濁防止法には、現実的に地域住民が関わりにくいこともあると考えられるため、これを補完する観点から、公害防止協定を締結してほしいと考えている。

この協定の締結について

いて検証を行う中で、平成20年度に向けて総合的に検討してまいりたいと考えている。

放課後児童クラブについて、現在実施しているのは、第一児童館、第二児童館の2カ所である。

クラブの児童数について、国の見解としては、その捕捉にあたっては年間の利用実績に伴う1日あたりの児童数であり、登録児童数ではないというところをご理解いただきたい。

平成18年度の実績では、第

は、積極的に宮城県に働きかけ、本来ならば事業者と地域住民、地元白石市の三者協定とすべきところを、異例ではあるが、宮城県も名前を連ねるといふ回答をいただいている。

現在、一部の地域住民の皆様は、反対があり協定締結に至っていないが、今後も締結の働きかけを行ってまいりたい。

一、第二児童クラブとも、その1日の平均利用児童数は47名から48名である。

市内全校での取り組みについては実績を検証するとともに、今後のニーズ調整を踏まえて検討してまいりたい。

